

4月1日から 市営住宅の制度が変わります



平成21年4月1日から、公営住宅法施行令の一部が改正され、これに伴い市営住宅に入居できる条件や入居後の家賃制度が見直されます。市営住宅は、住宅に困っている所得の少ない世帯に、安い家賃で住宅を提供することを目的としています。今回の改正で、住宅困窮度の高いかたに対し、よりの確に住宅を提供することになります。全国的な制度の見直しですので、これから市営住宅に入居を希望されるかたや既に市営住宅にお住まいのみなさまには、ご理解をいただきますようお願いいたします。

建設課管理係 ☎1171

どうして制度を見直すのですか？

現在の入居収入基準（市営住宅に入居できる収入の上限）は、平成8年に設定されて以降10年以上見直されていません。

しかし、その間に世帯所得の変化や高齢者世帯の増加などに伴い、低所得層が増加しています。その結果、応募倍率が上昇し、住宅に困窮する多数の入居希望者が入居できない状況になっています。

こうしたことから、住宅に困っている人に対して市営住宅を公平・的確に供給するため、必要な見直しを行うことになりました。

どのようなことが変わるのですか？

主な改正点の一つとして、入居収入基準（市営住宅に入居できる収入の上限）が引き下げられます。（表1）

また、家賃制度が見直されたため、平成21年3月31日までに市営住宅に入居された世帯の中には、家賃に変更が生じてくる世帯があります。現在の家賃よりも高くなる場合

は、負担増を緩和するための経過措置を設けます。現在、市営住宅にお住まいのかたには、くわしいご案内を後日送付します。

◆ この改正は4月1日から施行されますので、鳥羽市では、4月上旬に予定しています。「平成21年度市営住宅空家入居者募集」から適用します。◆ くわしくは、建設課管理係へ問い合わせてください。

表1 入居収入基準の見直し

	現在	4月1日から
一般階層	認定月額（※1） 200,000円以下	認定月額 158,000円以下
裁量階層（※2）	認定月額 268,000円以下	認定月額 214,000円以下

※1 認定月額

入居予定者全員の所得額の合計から諸控除額の合計を差し引いた残りの金額を12で割った金額です。

※2 裁量階層

次のいずれかに該当する世帯のことです。

- ①心身障がい者のいる世帯
- ②入居者全員が60歳以上の世帯
- ③入居者が60歳以上と18歳未満の者で構成された世帯
- ④小学校就学前のこどものいる世帯